



皆様のご協力をお願いします

社会福祉法人東秩父村社会福祉協議会の運営組織

社会福祉法人の運営は、業務執行に関する意思決定機関としての理事会と法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関としての評議員会を設置することとなっています。

本社会福祉協議会の理事は、選出区分ごとに村議会 2 名、民生・児童委員 2 名、行政区長会 1 名、商工会 1 名、農協理事 1 名、ふれあいやまびこ会 1 名、老人クラブ連合会 1 名、有識者 4 名、行政 2 名の計 15 名、任期は 2 年です。

また、評議員は、評議員の選出区分に関する規定に基づき、各行政区より 1～3 名計 31 名により構成され、任期は 4 年間ですが、各行政区の役員の交替により 4 年間の任期を 2 名の評議員の方に担っていただくことが多いかと思います。ご協力をお願いいたします。

社会福祉協議会 年間事業予定概要

5 月末～ 6 月中旬	理事会 事業報告・決算認定 他
6 月中旬	評議員会 事業報告・決算認定報告 他
6 月末	日赤埼玉県支部東秩父村分区 会員募集依頼 村広報配布時
7 月末	敬老会出席者まとめ・社協会員募集依頼 行政区長会議時
9 月 19 日	敬老会(コロナ感染症等により変更有) 対象者 75 歳以上の方
10 月末	赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金の実施 村広報配布時
2 月中旬 ～3 月末	理事会 事業計画・予算承認
	評議員会 事業計画・予算承認
3 月中旬	戦没者追悼式(コロナ感染症等により変更有)
・デイサービスは、月に 2 回を予定します。	
・年度末には、評議員の改選についての依頼文を行政区長宛てにお願いしています。各地区の役員が交替される時は、届の提出をお願いします。	

ボランティア保険の加入手続きはお済ですか？

ボランティア保険は、ボランティア活動を行う個人・団体が加入できる保険で、加入期間が年度内となっています。新年度に入り保険加入をお考えの団体の方は、担当黒澤までお声がけください。

社会福祉協議会事業内容紹介

今月号からは、社会福祉協議会で実施している各事業をご紹介します。



花の便りに誘われて、デイサービス事業で花桃の里を訪れました。

デイサービス事業

介護保険給付の対象とならない単身高齢者等を対象に、日常の孤立感や不安感の解消、生きがいをづくりやつながりの場を提供することを目的とし、毎月2回開催します。新型コロナウイルス感染症の拡大により昨年は半日での開催が殆どでしたが、状況が好転した場合は、1日を通しての開催を行います。

ホームヘルパー派遣事業

介護保険給付の対象とならない単身高齢者、高齢者世帯などを対象にホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助等を行い、自立した在宅生活を支援します。

また、単身高齢者を中心に、住民のニーズを把握するための見守り訪問を行います。

制度の利用には、申請が必要となります。申請に関しては、社会福祉協議会、地元民生委員、地域包括支援センターへご相談ください。申請書を受理した後に、判定会議を行って派遣を決定いたします。

援助の内容としては、家事に関する事（調理、洗濯、清掃、買物等）、相談・助言に関する事（生活、身上、介護等）となります。派遣の費用負担は、申請者の世帯が住民税非課税世帯であった場合無料となります。

◎シルバー人材センターは、常時会員を募集しています。入会時は、説明会を行いますので、必ずご出席下さい。今月の説明会は、5月12日(木)午前10時よりコミュニティセンターで行います。

たより雑感

今年の桜は、咲初めの頃雨が降り、寒い日が続いたせいか例年より長く楽しめた気がしました。今月は、二本木峠のつつじが見頃を迎える時期となります。

いまだに新型コロナウイルスの感染者が減少しない中、第7波の懸念や、ワクチン接種の4回目の検討が行われているようです。社会福祉協議会の最大イベントである敬老会も昨年度、一昨年度と中止となり、本年度の開催についても様々な角度から検討しているところです。

今後の様々な事業は、ウィズコロナを意識して、開催を模索するということになるのでしょうか。